

大学機関別認証評価

自己評価書

平成21年6月

広島大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	8
	基準3 教員及び教育支援者	32
	基準4 学生の受入	66
	基準5 教育内容及び方法	85
	基準6 教育の成果	161
	基準7 学生支援等	179
	基準8 施設・設備	206
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	218
	基準10 財務	237
	基準11 管理運営	245

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 広島大学

(2) 所在地 広島県東広島市

(3) 学部等の構成

学部：総合科学部，文学部，教育学部，法学部，

(11) 経済学部，理学部，医学部，歯学部，
薬学部，工学部，生物生産学部

研究科：総合科学研究科，文学研究科，

(12) 教育学研究科，社会科学研究科，
理学研究科，先端物質科学研究科，
保健学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，医歯薬学総合研究科，
国際協力研究科，法務研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：原爆放射線医科学研究所

関連施設：病院，図書館，放射光科学研究センタ

(36) ー，西条共同研修センター，ナノデバイス・バイオ融合科学研究所，高等教育研究開発センター，情報メディア教育研究センター，自然科学研究支援開発センター，留学生センター，産学連携センター，教育開発国際協力研究センター，保健管理センター，平和科学研究センター，環境安全センター，総合博物館，地域連携センター，北京研究センター，宇宙科学センター，外国語教育研究センター，文書館，医療社会連携センター，スポーツ科学センター，HiSIM研究センター，先進機能物質研究センター，ハラスメント相談室，附属小学校，附属東雲小学校，附属三原小学校，附属中学校，附属東雲中学校，附属三原中学校，附属福山中学校，附属高等学校，附属福山高等学校，附属幼稚園，附属三原幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 10,978人，大学院 4,521人，

専攻科 12人，附属学校 4,124人

専任教員数：1,789人(内，附属学校教員222人)

助手数：14人

2 特徴

本学は，昭和24年5月，原爆被災により壊滅的被害を被った広島に，明治以降軍都として発展してきた歴史を反省し，国際平和を希求する新しい文化都市を建設したいという広島県民や大学関係者の熱い期待に支えられ，その核たるべき総合大学として誕生した。

本学の源流である広島師範学校，広島文理科大学，広島工業専門学校，広島高等学校，広島高等師範学校，広島女子高等師範学校，広島青年師範学校及び広島市立工業専門学校の8校を包括・併合して創設されたもので，大学の組織は，本部と文学部，教育学部，政経学部，理学部，工学部及び水畜産学部の6学部，教育学部東雲分校，三原分校，安浦分校，教養部皆実分校の4分校，理論物理学研究所，附属図書館で構成された。昭和28年には広島医科大学を併合し，医学部を設置した。

設立当初，広島市や福山市など6市町村11カ所に分散していたが，昭和48年2月，広島県賀茂郡西条町（現東広島市）への統合移転を決定し，昭和57年3月の工学部移転に始まり，平成7年3月に，全部局（医療系の部局及び附属学校を除く。）の統合移転を完了した。この間，総合科学部，法学部，経済学部の設置等，学部教育の充実を図ってきた。同時に，大学院の整備充実も図り，昭和61年度までに全分野の博士課程設置が実現した。その後，2つの独立研究科の新設，既存研究科の重点化（講座化）により，「総合研究大学」として発展を続けている。

平成15年の国立大学法人法の公布により，平成16年4月に国立大学法人広島大学が設置する大学となり，自己点検・評価に基づき様々な改革と整備が続けられ，平成16年度に大学院法務研究科専門職学位課程の設置，平成18年度に薬学部及び大学院総合科学研究科の設置，並びに各種学内施設の整備を進め，現在に至っている。

なお，本学は「『自由で平和な一つの大学』という建学の精神を継承し，①平和を希求する精神，②新たな知の創造，③豊かな人間性を培う教育，④地域社会・国際社会との共存，⑤絶えざる自己変革，という理念5原則の下に，高等教育機関としての普遍的使命である「社会に貢献する優れた人材の育成と人類の発展に資する科学研究」を今後も推進する。

II 目的

広島大学では、「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たすことを基本理念としている。

この理念5原則に基づき、「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に従って整備を進めている。具体的な目標は、国立大学法人広島大学中期目標の「（前文）大学の基本的な目標」の「2 目標」に掲げる9項目である。

○国立大学法人広島大学中期目標

（前文）大学の基本的な目標

1 基本的な理念

「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たす。

2 目標

「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に沿って整備を進める。具体的目標は次のとおりとする。

- ① 教育活動と研究活動のいずれにおいても、国際的に上位にランクされ、特筆すべき教育研究を進めている最高水準の教育研究機関となることを目指す。
- ② 学術研究のレベルを高めるための重点計画を策定するとともに、「世界トップレベルの研究」の達成を目指すための環境を整備し、次世代の学術をリードし、知的文化の創造に発展し得る研究シーズを育成する。
- ③ 大学院においては、国内外の拠点大学として、研究と直結した教育を充実させ、質の高い課程博士を輩出し、国際的に活躍できる研究者を養成するとともに、実践的な教育を充実させ、社会的・国際的に通用する高度専門職業人を養成する。
- ④ 学士課程においては、到達目標型教育の下での教育プログラムによって、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会に送り出す。
- ⑤ 教育・研究とともに本学の重要な使命である社会貢献を果たすために、地域社会と緊密な連携を構築し、多様な社会的ニーズに的確に対応する。
- ⑥ グローバル化社会における大学として国際競争力を強化し、教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
- ⑦ 「人材、施設、財源」を一括管理して全学的視野で大学運営の目標・計画を設定し、全学的立場からこれを実施する。
- ⑧ 公正な能力・業績評価システムの下で、教職員が自らの潜在的な能力を十分に発揮できる環境を創る。
- ⑨ 教育・研究、社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し、情報メディアに関する教育研究組織並びに支援体制を整備する。また、教職員・学生間の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し、積極的な広報活動を行う。

また、この基本理念を受けて、次のとおり広島大学学則において理念を定め、広島大学通則及び広島大学大学院規則において大学や大学院の教育研究上の目的を定めるとともに、各学部、研究科は、細則において分野の特性に応じた教育研究目的を定めている。

理念

(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(出典：広島大学学則)

大学の目的

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(出典：広島大学通則)

大学院の目的

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(出典：広島大学大学院規則)

(学部・研究科等ごとの目的)

学部・研究科は、本学の基本理念、広島大学学則、広島大学通則及び広島大学大学院規則に沿って、各学部、研究科の細則において、別添資料Ⅱ-6-1からⅡ-7-12のとおり、分野の特性に応じた教育研究目的を定めている。

参照資料	別添資料Ⅱ-1	国立大学法人広島大学中期目標
	別添資料Ⅱ-2	国立大学法人広島大学中期計画
	別添資料Ⅱ-3	広島大学学則
	別添資料Ⅱ-4	広島大学通則
	別添資料Ⅱ-5	広島大学大学院規則
	*別添資料Ⅱ-6-1	広島大学総合科学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-2	広島大学文学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-3	広島大学教育学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-4	広島大学法学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-5	広島大学経済学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-6	広島大学理学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-7	広島大学医学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-8	広島大学歯学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-9	広島大学薬学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-10	広島大学工学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-11	広島大学生物生産学部細則
	*別添資料Ⅱ-7-1	広島大学大学院総合科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-2	広島大学大学院文学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-3	広島大学大学院教育学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-4	広島大学大学院社会科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-5	広島大学大学院理学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-6	広島大学大学院先端物質科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-7	広島大学大学院保健学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-8	広島大学大学院工学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-9	広島大学大学院生物圏科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-10	広島大学大学院医歯薬学総合研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-11	広島大学大学院国際協力研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-12	広島大学大学院法務研究科細則
	別添資料Ⅱ-8	学部・学科等の教育研究上の目的
	別添資料Ⅱ-9	研究科・専攻等の教育研究上の目的

* 別添資料Ⅱ-6-1～Ⅱ-7-12については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)